

学校法人岡崎学園役員の報酬、手当及び費用弁償に関する規程

制定 令和2年2月22日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、役員の報酬、手当及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

第2章 報酬及び手当

(報酬)

第2条 役員に報酬は支給しない。

(手当)

第3条 役員に手当は支給しない。

第3章 費用弁償

(費用弁償)

第4条 役員に費用弁償は支給しない。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。